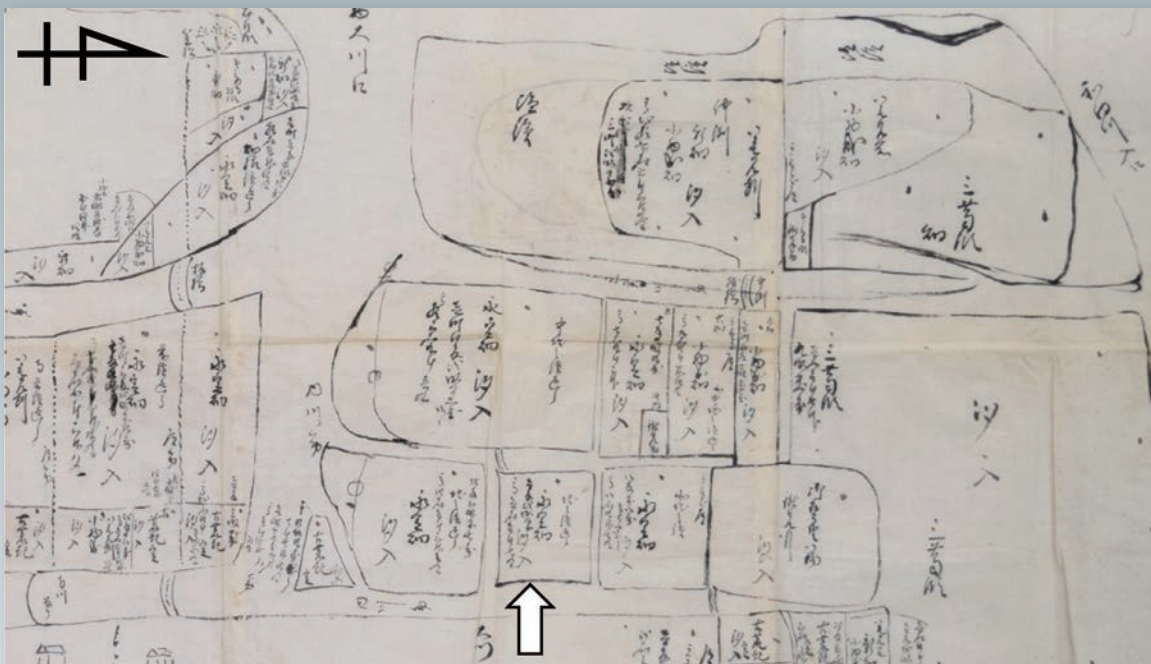


和歌山県立

もん じま かん

文書館だより

第62号 令和4年9月



写真① 紀三井寺村「汐入」図（和歌山県立文書館所蔵岩崎家文書版2034。部分、一部加工）

写真上が西。中央上部に「塩浜」（＝塩田）、その周囲に「汐入」とある。矢印のすぐ左の「大門」は紀三井寺楼門。西に「大川」（和歌川）が、北に「和田川」が流れ、村内にも大小の河川があり陸地が小島のようになっていた。



写真② 写真①矢印の方向に紀三井寺から望む

中央に県立医科大学病院が、その南に国道42号が見える。左下に見える道は紀三井寺楼門に至る参道。写真①と見比べると、病院や国道42号付近にかつて塩田が存在し、紀三井寺参道より西側一帯が「汐入」（田畑池沼に海水が入りこむこと）、つまり浸水したことが分かる。

目次

岩崎家文書からみる、和歌山紀三井寺村地域の塩業風景	1
令和3年度地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業	7
令和3年度新収古文書の紹介	7
令和3年度公文書の引継・収集	8

岩崎家文書からみる、和歌山紀三井寺村地域の塩業風景

■紀三井寺村にはかつて塩田があった

和歌山県では、近代以前から和歌(現和歌山市和歌浦地区)、黒江・日方(現海南市)、田辺(現田辺市)などの沿岸部では塩作りが行われており、紀三井寺村及び三葛村(現和歌山市紀三井寺・三葛。地図①参照。明治二十二年「一八八九」、両村含め五か村が合併して紀三井寺村となる)の地域でも塩田が存在し、塩業が営まれていました。



地図① 和歌山市周辺図(国土地理院地図・空中写真閲覧サービスより。一部加工)

中心の○で示した辺りがかつての紀三井寺・三葛村地域。

明治三十九年(一九〇六)刊行の、大蔵省主税局・専売局『大日本塩業全書』第一編「大阪塩務局紀三井寺出張之部」には紀三井寺村の塩業の沿革についてまとめられています。その内容は「一ノ記録ノ存スルナク、又旧来ノ事跡ヲ知ルモノナク、殆ト空漠ニ属スルカ如シト雖、今二三古老ノ語ル処ヲ記述」し

たもの。つまり、紀三井寺村の塩業の歴史が分かる記録がないため全容は捉えようもなく、二、三人の古老から聞いたものということ。実際には紀三井寺村の塩業に関する史料はいくつか残ってはいるのですがそれでも多いとはいえず、塩業形態や変遷などについて不明な点が多いことはよく指摘されています。

幸いにも、現在当館で整理中の岩崎家文書(岩崎家は紀三井寺村において、近世では庄屋を、近代には村長や村会議員などを輩出した家)には、紀三井寺村の塩業に関する史料が僅かながらも残っており、幕末から明治期における紀三井寺村の塩業、塩田の実態が垣間見えます。以下、岩崎家文書所収の史料を中心に、幕末から明治期にかけての紀三井寺村周辺の塩業について判明する二、三の事からをみていきます。

提示する岩崎家文書は仮目録番号で、以下丸括弧内に「仮」で番号を示します。また、一部の引用史料には読みやすいよう句読点を打ちなおしています。

■紀三井寺村周辺の塩田

紀三井寺村周辺の塩田について、『紀伊続風土記』巻十五「名草郡 毛見浦」、巻九十七「物産第五 製造部」や、享保元年(一七一六)から同四年(一七一九)にかけて成立したとされる『紀伊御法度集』「塩浜之事」によると、紀三井寺や三葛のあたりにはかつて名草の浜という砂浜が広がり、のち村や塩田ができたようです。この地域で作られた塩は極上の塩として紀州藩に献上さ

れ、とくに三葛の塩は紀州藩で最も優れた塩と評価されました。

紀三井寺村における製塩方法は上げ浜式(海水を人力で汲み揚げて砂浜に撒布し、蒸発・集積・煮沸を行い採塩する)だったとされます。ただし、あまり手を加えない自然の砂浜を利用した自然浜的上げ浜だという指摘や、浜の周りに堤を設けて樋を通し、撒布するための海水を塩田に導入していたという指摘もあり、また、享保年間(一七一六〜一七三六)の頃と、明治二十六年(一八九三)以前は上げ浜式だったとされますが、その間も上げ浜式だったかは判明していません。



写真③ 紀三井寺村の塩田(黒丸部分)和歌山市立博物館所蔵『名所図画』より(部分、一部加工)

浜のうえで作業をしている人物がいる。隣にみえるのは塩を煮込むための家屋か。右にみえるのは紀三井寺。

さて、近世の紀三井寺村を描いた絵図からは、堤や樋などの設備は確認できません(写真③)。しかし、同村塩田の普請に関わる集銀や入用勘定の史料(仮四五四五・四六六七)、塩業と石垣普請に関する「口上書」(安政六年

「一八五九」作成か。仮三二六七)の内容から、少なくとも同時期の塩田には石垣で作られた堤があったのではないかと推測されます。紀三井寺村近くの和歌浦塩田でも堤が確認できますから(写真④)、紀三井寺村の塩田も同様の形状だったのかもしれない。

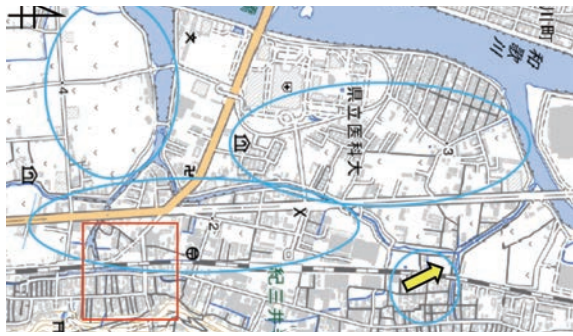
また岩崎家文書には、塩田の位置が分かる「汐入図」があります(写真①・⑤。仮二〇三四)。「汐入図」の具体的な作成年代は不明ですが、「口上書」と同時期か、或いはその前後の期間に、紀三井寺村周辺の田畑の汐入被害箇所を示すことを目的として描かれたと思われます。



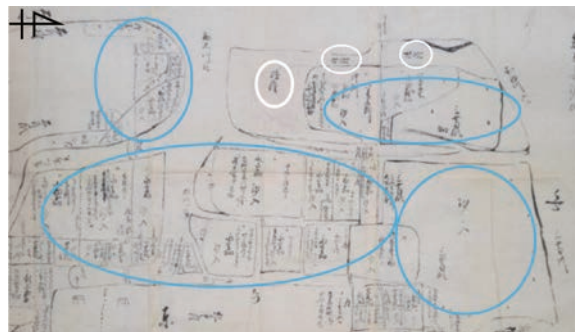
写真④ 和歌浦の塩田 和歌山県立図書館所蔵『紀州和歌浦絵図』より(部分、一部加工)

白丸部分が堤で、塩田の周りを堤で囲っている様子が見える。

「汐入図」と現在の地図(地図②)とを比較してみると、幕末から明治初期頃には、今の国道四二号と県立医科大学病院の辺りやその北側に塩田が広がっていたことが分かります(写真②も参照)。紀三井寺村の塩田の位置が具体的に分



地図② 現在の紀三井寺 (国土地理院地図・空中写真閲覧サービスより。一部加工)



写真⑤ 「汐入図」 (部分、一部加工。写真①も参照)
白丸箇所は「塩浜」 (=塩田) とある。青丸の箇所は「汐入」のあった場所。川沿い一帯が被害を受けている。

青丸は「汐入図」の汐入箇所と相当。
赤い線で囲った箇所は地図③の表示範囲を示す (地図③も参照)
黄色矢印は「三葛塩舟船出の地」碑の場所 (写真③も参照)

かるのは明治十九年 (一八八六) 以降の地図しか確認できておらず、それ以前の紀三井寺村の地形や、塩田の位置が分かる点でも「汐入図」は貴重といえます。

■塩業家の受難―高潮とコレラが襲う

安政六年作成と思しき「口上書」は、塩業の盛んな紀三井寺・三葛・雑賀三ヶ村の村役人が作成した文書ですが、石垣以外にも興味深い事柄が記されています。その内容は「両三ヶ村塩浜之義、高汐二付塩作不出」と「流行病二」―「百三拾余人病死」 (中略) 塩焼共之内絶家ニも可相の文言です。

まず「両三ヶ村塩浜之義」からみてみましょう。この一文だけでは、紀三井寺・三葛・雑賀の三つの村にある「塩浜」 (塩田) が高潮によって浸水し、塩作りができなくなったであろうことしか判明せず、具体的な被害などは分かりません。しかし、紀三井寺村からそう遠くはない黒江村の塩田でも何度か津波による浸水被害が発生しており、その状況を記した史料の内容から、紀三井寺村などどのような被害が生じたかが想像されます。

黒江村では、宝永四年 (一七〇七) の宝永地震により発生した津波に襲われました。津波により塩田の堤は損壊し塩田は島のようになり、製塩のための家屋や諸道具設備が流失しています。嘉永七年 (一八五四) の安政南海地震でも津波によって塩田のほとんどが荒浜となり、製塩が困難な状況になっていました。

黒江村の事例をふまえると、紀三井寺村の場合も高潮によって堤が損傷し、塩田が荒れ製塩ができなくなっただけでなく、村内まで海水が浸水し家屋や製塩施設が被害を受けたことも考えられます。その可能性を示すのが、先ほども見た

「汐入図」において「汐入」と記された箇所が多くみられることです (写真①・⑤)。現在の紀三井寺地域でいえば、同地域を南北に縦断する J 形勢本線より西側一帯を中心広い範囲にわたって浸水したようです (地図②)。「汐入図」では田畑の被害のみ記していますが、浸水範囲の広さをみると家屋や塩業に関する施設、設備なども被害を受けたであろうことは容易に想像できます。

次に「塩焼共之内絶家」について。「流行病」は安政六年のコレラ流行のことで、『南紀徳川史』によると農村では九五〇名ほどが病死したといえます。「口上書」によれば、紀三井寺村周辺でもコレラにより一三〇名余りが病死し、かつまだ多くの病人もおり、なかには「塩焼共之内絶家」、つまり塩業を営む家のうち絶えてしまう家もあり、塩業人口が減少してしまう状況があったので

以上のように「口上書」からは、塩を作るための土地 (「塩浜」と人 (「塩焼共」とが、それぞれ高潮と疫病の被害を蒙り、塩業が立ち行かなくなる状況が幕末に生じていたことが分かります。時代は下りますが、明治四十三年 (一九一〇) の『紀三井寺村誌』 (和歌山大学紀州経済史文化研究所蔵) では「昔ハ盛ニ塩焼ヲ営ミシカ」、

「労銀 及 燃料ノ昂騰ハ製塩ノ衰退ヲ来シ、漸次塩田ヲ改メテ普通ノ畑地トナシ、明治廿五年ニ至リ該業ニ従事スルモノ全ク跡ヲ絶ツニ至レリ」と説明しており、賃金や燃料代など費用の問題も

あって塩業を営む者も絶え、一部の塩田は畑地に変わったそうです。

以上のような経緯を経て塩業も断絶してしまつたために、『大日本塩業全書』に記す「一ノ記録ノ存スルナク、又旧来ノ事跡ヲ知ルモノナク、殆ト空漠ニ属スルカ如」き認識が生じたのかもしれない。

■塩務局出張所建設は我が村に

明治二十五年 (一八九二) の時点で塩業は途絶えたようですが、翌年には林喜兵衛という人物が、村内にまだ残っていた塩田を全て買い取り、製塩方法を改良して塩業を再開しようです。

明治三十八年 (一九〇五)、日露戦争の戦費調達を主な目的として塩専売法が交付され塩専売制が実施されます。制度を担う出先機関として、全国二二か所に塩務局が設けられ、塩務局の管轄としてさらに全国一六八か所に出張所が置かれます。紀三井寺出張所はその一つで大阪塩務局の管轄下にありました。

『紀三井寺村誌』によれば紀三井寺出張所の沿革は、明治三十八年に民家を利用した仮庁舎が大字紀三井寺一〇一二番地に設けられ、翌年十二月、大字紀三井寺字中浜新畑六七三番地に新庁舎を造営して移転し (以上、地図③参照)、明治四十三年に廃局となりました。以上の経緯を少し詳しくみてみましょう。

『大蔵省臨時建築部年報』第一には、塩務局出張所建設に関わる規程があり、その内容はおおよそ以下の通りです。

庁舎建設及び事務施行にあたり恰好の土地を予選して建築部へ通知し、通知を受けた本部が調査員を派遣して実地調査を行い、適当と認めれば大蔵省主税局に通知し主税局が買収する、というのが建設に至るまでの大まかな流れでした。建設地選定では、交通の便や道路状態、土地の水質・地質・湿度、雨水や悪水、海水の出入、地盤、自然災害など建物や保管物に及ぼす影響などが調査されます。

実際に庁舎を建設するにあたっては、
其敷地ノ多クハ海ニ瀕スルヲ以テ、或ハ暴風怒涛ノ害ニ遭フノ処ナキニアラス。故ニ之カ防禦上堅牢ナル構造ヲ要スルハ勿論ナリ。

小屋構造ハ多ク洋式小屋トシ、庁舎、表門衛所、倉庫夫控所ノ如キ天井ヲ以テ蔽ハルルモノ及至各便所等ハ総テ和式小屋トシ、何レモ之ニ相当筋違棟方杖等ヲ施シテ耐震的構造ヲ加味シ一ニ震災風害ニ対スル弱点ヲ補フコトトセリ。

と、風水害、地震への対策を重視した構造で主要な建物の外観は洋風造り、重要書類を保管する文庫がレンガ造りなのは防火目的で、入り口や窓は鉄扉を用いるなど規定されていました。

紀三井寺出張所の場合、まず新庁舎建設に多少の紆余曲折があったことが『紀伊毎日新聞』から分かります。民家を利用した仮庁舎は「処務上不便を感ぜらるゝもの蓋し少なからざり」（明治三十九年十二月二十一日付「出張所移転式祝辞による」）と、業務上不便な環境

でした。そこで、新庁舎建設のための土地を選定しようとしたが、

海草郡紀三井寺村に開き居れる大坂塩務局出張所は、昨今適当なる敷地を見出す能はざれば、止むなく和歌浦町に移転すべき計画あり。

適当な建設地が見つからず、やむを得ず和歌浦町への移転計画の話がでます。しかし、もし和歌浦町に新庁舎を建てると、村民の受くべき不利益少なからず

(中略) 何分塩田は紀三井寺および三葛にあるを以て、該字住民三百余名はこれによりて塩を販売し生業とするものなり。されば万一同出張所を和歌浦に移されんか、交通不便なる上に天災一たび来れば全くその便を失し、供給と需用上にも関係を及ぼすのみならず、延いて住民にも多少の影響を与ふること鮮少なからず。

(明治三十八年六月二十二日付) 要するに、塩田は紀三井寺及び三葛にあり、塩業従事者もたくさんいるのだから同じ地域に出張所を建設したほうが交通の便や需要と供給の点で都合が良い、というのが紀三井寺村の主張でした。このため何度か代表者が大阪へ赴き交渉・陳情を行います。

移転すべき地所の地堅めを行ひしが、村民は同出張所の居村に設置さるゝ事となれば(中略)自然力之に傾け労働を受けざるに尚ほ且つ約二百名の人夫懸声勇ましく現場に赴き尽力するところありき。

(明治三十八年九月二十七日付) 結局紀三井寺村内に新庁舎が建設され

ることとなり、賃金が出ないにもかかわらず二百人ほどの村民が建設予定地の地ならしに協力したようです。

■紀三井寺出張所はどんな建物？

新設された出張所はどんな建物だったのでしょうか。紀三井寺出張所は現存していませんが、紀三井寺周辺を写した絵はがきと、出張所設備に関する史料の内容から様相が具体的に分かります。

出張所の位置は、明治四十三年の陸軍陸地測量部図測量図(二万分の一地形図)から判明します(地図③)。現在の紀三井寺参道にある踏切の北西側あたりに位置していました(写真⑩も参照)。



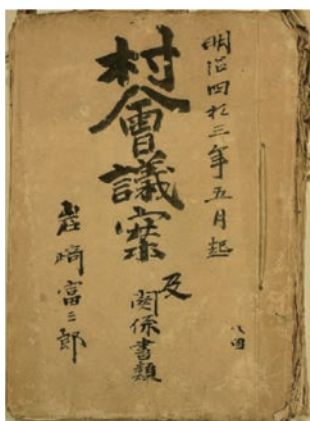
地図③ 測量図(部分、一部加工) 黄色矢印が指すのは出張所の地図記号(673番地)。白矢印は村役場の地図記号で現在の紀三井寺普門院付近。出張所仮庁舎(1012番地)も近くにあったと思われる。地図②も参照。

次に出張所の特徴を確認します。塩務局出張所には等級が設定され、等級ごとに建物、設備が規定されていました。

『大蔵省臨時建築部年報』第一によれば、紀三井寺出張所は七等級庁舎に該当します(写真⑦設計図正面図、写真⑧平面図)。七等級出張所には庁舎、文庫、塩倉、上屋(貨物の一時保管場所)、倉

庫夫控所、表裏門衛所、便所、廊下などがあります。文庫はレンガ造、そのほかの建造物は木造で、倉庫夫控所・外来人便所・門衛所の屋根は亜鉛引き鉄板を、そのほかの建物の屋根は瓦葺を用いるのが基本でした。

紀三井寺出張所はどうだったでしょうか。岩崎家文書に出張所関係の史料が綴じられた簿冊が残っています(写真⑥。仮四八三五。以下「村会議案」)。

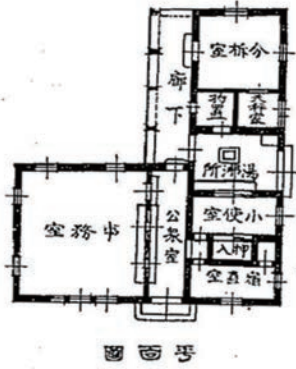


写真⑥ 「村会議案及関係書類」

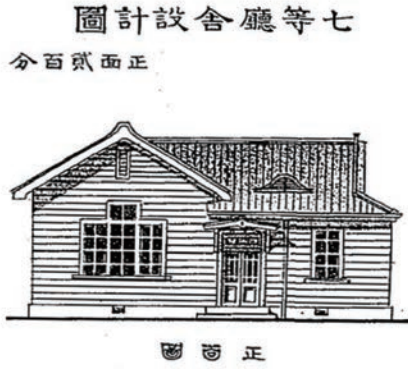
それによると、木造平屋瓦葺の庁舎、レンガ造平屋瓦葺の倉庫、塩倉、木造平屋造瓦葺の上屋、巡視詰所、外来人控所、便所、廊下、木造門、木柵、井戸、護岸石垣などがあつたようので、ほぼマニュアル通りの設備でした。

また、立地箇所付近(地図③)を様々な角度から撮影した絵はがきも残っており、その中に紀三井寺出張所が写っている絵はがきがありました(写真⑨・⑩)。

写真⑦と、写真⑨の中央にみえる建物とを比べると、窓の位置と形状、玄関らしきものの形状や位置が一致します。建物はL字型設計ですが(写真⑧)、写真⑩の建物(白矢印)もよく見るとL字



写真⑧ 「七等庁舎設計図 平面図」
国立国会図書館デジタルコレクション
【大蔵省臨時建築部年報】第一より



写真⑦ 「七等庁舎設計図 正面図」
国立国会図書館デジタルコレクション
【大蔵省臨時建築部年報】第一より

型になっており、これも一致します。よって、この建物が紀三井寺出張所庁舎だと判明するのです。写真⑨の出張所庁舎の左側に見える門らしきものは表門衛所と思われる、庁舎と門衛所を挟んで柵が並んでいます。写真⑩中央の長方形の建物(黄色矢印)は、おそらく塩を保管する塩倉でしょう。塩倉の手前、庁舎右側にあるのは上屋か倉庫(文庫)でしょうか。控所など確認し難いものもありますが、絵はがきで見るとマニユアル通りの建築、設備だったといえます。



写真⑩ 溝端佳則氏所蔵絵はがき『和歌の浦全景』(部分、一部加工)
紀三井寺境内から和歌浦方面を望む。



写真⑨ 溝端佳則氏所蔵絵はがき『紀三井山全景』(部分)
参道から紀三井山を望む。

- ① 紀三井寺村は帝国著名の霊場(紀三井寺)の所在地。
- ② 近年交通機関の整備に伴い戸数が増加します。
- ③ それに伴う自治業務の繁雑化。
- ④ 役場の現所在地は来庁に不便である。
- ⑤ 建物の構造上執務も不便である。
- ⑥ 立地の良い場所に役場を建てることは村内の世論である。
- ⑦ 村の現状や、現役場の欠点を挙げ、出張所の立地は村の中央に位置し交通の便が良い。
- ⑧ 出張所は執務に適している。
- ⑨ 構造は堅牢かつ優美である。
- ⑩ レンガ倉庫(文庫)は書類を保管するうえで安全である。

① 紀三井寺村は帝国著名の霊場(紀三井寺)の所在地。
② 近年交通機関の整備に伴い戸数が増加します。
③ それに伴う自治業務の繁雑化。
④ 役場の現所在地は来庁に不便である。
⑤ 建物の構造上執務も不便である。
⑥ 立地の良い場所に役場を建てることは村内の世論である。
⑦ 村の現状や、現役場の欠点を挙げ、出張所の立地は村の中央に位置し交通の便が良い。
⑧ 出張所は執務に適している。
⑨ 構造は堅牢かつ優美である。
⑩ レンガ倉庫(文庫)は書類を保管するうえで安全である。

■出張所の廃局と村役場への転用



写真⑪ 写真⑨に類似の構図

明治四十三年、塩価や生産の調整などを目的とした第一次塩業整備により和歌山県内の塩業が停止され、塩業者も廃業となります。出張所も廃局しますが、紀三井寺村では、出張所を村役場などの施設として利用すべく払い下げ申請を出していました。申請にあたり現役場(地図③ 白矢印)についてまず以下の点を挙げます。

- ① 紀三井寺村は帝国著名の霊場(紀三井寺)の所在地。
- ② 近年交通機関の整備に伴い戸数が増加します。
- ③ それに伴う自治業務の繁雑化。
- ④ 役場の現所在地は来庁に不便である。
- ⑤ 建物の構造上執務も不便である。
- ⑥ 立地の良い場所に役場を建てることは村内の世論である。
- ⑦ 村の現状や、現役場の欠点を挙げ、出張所の立地は村の中央に位置し交通の便が良い。
- ⑧ 出張所は執務に適している。
- ⑨ 構造は堅牢かつ優美である。
- ⑩ レンガ倉庫(文庫)は書類を保管するうえで安全である。

■塩業とともに変わる地域の風景

紀三井寺村地域の塩業が終焉を迎えるとともに紀三井寺村の風景も徐々に変わります。なかでも大きく変わったのは村内のいくつかの河川が消滅したことではないでしょうか。「汐入図」や明治期の地図をみると、和歌川及び和田川から紀三井寺村内へ大小の河川が通り、陸地が

小島のようになっている様子が描かれています。このような地形は紀三井寺村の特徴ともいえ、現在とは違った光景が広がっていたことがうかがえます。(写真⑫)



写真⑫ 和歌山市立博物館所蔵絵はがき「和歌の浦名所 紀三井寺全景」(部分)
紀三井寺村内の河川の一つ。「村会議案」によれば、川幅約5~8mの河川があった。

なぜ河川は削減されたのでしょうか。これを考えるうえで、紀三井寺村会にて、河川は塩業を行ううえで必要だったと言及されている点は無視できません。



写真⑬ 「三葛塩舟船出の地」の碑
場所は現和歌山市三葛 (地図②参照)

もともとこの地域で作られた塩は三葛村に集められ、三葛川舟と呼ばれる舟に塩を載せて(写真⑬)、紀の川をさかのぼって橋本町塩市場(現橋本市)へ届け

られていました。村内の塩の輸送でも川舟が活用されていたと考えられます。また、『紀三井寺村誌』に「雑賀川八紀ノ川ノ支流ニシテ和歌山市ヨリ来リ村ノ西端ヲ南流シテ琴ノ浦ニ注グ(中略)マタ此潮水ヲ塩田ニ引用シテ食塩製造ノ用ニ供ス」と記しており、河川は輸送だけでなく製塩にも利用されていました。

塩業に使われた河川が、塩業の停止とともに活用されなくなることは自然の成り行きといえます。しかし、削減まで行う必要があったのでしょうか。その理由は次の二つの史料からうかがえます。

紀三井寺村ノ耕地ハ和歌川 或ハ亀ノ川ヲ帯ヒ、且ツ海岸ニ接近セルヲ以テ潮水ノ出入甚ダシク、
随テ 土木工事ハ充分堅固ニ修繕セザレハ、其患 ヲ免カルルニ不能、為メニ歳多額ノ土木費ヲ要セリ。
(仮四八三四)

これは明治三十二年(二八九九)の紀三井寺村会で提案された「特別税新設理由」の一文です。村の耕地は和歌川や亀の川、海に接しているため海水の流入出が多い。ゆえに(河川の)修繕工事をしっかり行わなければ被害を蒙る。(被害を防ぐ工事を継続的に行うため)毎年多額の土木費が必要である、と述べています。「土木工事」とは堤防の工事でしょう。津波や高潮によって海水が川を逆流し堤防を越えて浸水する恐れがあったことは「汐入図」からも想像され、実際に安政南海地震や、明治二十一年(一八八八)及び翌年の暴風雨では津波、高潮被害が発生しています(『紀三

井寺村誌』)。

このように明治三十二年の時点では、海水から耕地を守る必要があるうえに、河川が有効に活用されていたためでしょう、工事費が高もうとも新たに特別税を導入してまで河川を維持しようとしており、この時点で河川を廃止するうごきはみられません。塩業を行ううえで、紀三井寺村内の多くの河川は必要不可欠な存在だったのです。しかしそれは同時に、塩業が廃止するとともに河川の役割も喪失し得ることを意味しました。

昔時製塩上ノ必要ニ據リ(中略)河川ノ数多ク、随テ 堤塘ノ修理保存費ニ二年ニ多額ヲ要シ、到底永ク其負担ニ堪ユベカラス。故ニ不要ニ属スル河川堤塘ヲ廢除シ(中略)又有要ナル河川ハ狭キハ拡メ浅キハ深メ、以テ實際航通ニ支障ナカシムル等、河川ノ整理ハ最モ必要ナル事業ナルヲ信ス。

右は「村会議案」所収の、塩業廃止一年後の明治四十四年(一九一)紀三井寺村会の議件です。かつて製塩をしていた関係で河川の数が多く、堤防の維持には毎年多額の費用を必要とするが、長期間その負担に耐えられない。ゆえに不要となった河川と堤防は廃止し、活用できる河川は(川幅が)狭ければ拡張し、(水底が)浅ければ深くし舟の通行に支障が出ないようにするといった河川の整備は最も必要なことである、と述べます。「不要ニ属スル」河川とは塩業に利用していた河川で、「有要ナル」河川とは、紀三井寺楼門付近から和歌の浦に至

る渡し舟で利用されたような河川でしょう。のちに和歌山水力電気株式会社から、線路敷設に伴う河川整備工事及び費用の負担の話もあり川は埋め立てられます(「村会議案」)。

明治四十四年の時点でも堤防維持費は村の財政を圧迫していたため今度は、そのもとである不用となった河川、すなわち塩業に用いていたであろう河川を無くそうとする話を持ち上がります。こうして近代以前から紀三井寺村や三葛村の塩業を支えてきた河川は、塩業廃止後には消滅することとなったのです。

(参考文献)

- 『和歌山県史』近世、近現代一(和歌山県、一九九〇、一九八九)
- 『海南市史 通史編』(海南市、一九九四)
- 池浦正春「近世海南地方における塩田の開発発と塩業の推移」(『海南市研究』四、一九七九)
- 重見之雄「和歌山の塩業」(安藤精一編『和歌山の研究 第四巻 近代篇』、清文堂、一九七八)
- 西山雄大・末廣香織「塩務局所の営繕における標準設計の手法」(『都市・建築学研究』三九、二〇二二)
- 宮本八束「紀三井寺の塩田に就て」(『木之国』二、一九七〇)
- (西山史朗)

令和三年度文化庁補助金事業
地域に眠る「災害の記憶」と
文化遺産を発掘・共有・継承する事業

文書館は、平成二十六年から令和三年度にかけて、県立博物館、県教育庁文化遺産課、和歌山大学及び民間団体「歴史資料保全ネット・わかやま」と共同して文化庁補助金事業「地域に眠る『災害の記憶』と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」を実施してきました。

「災害の記憶」を未来に伝えるⅦ」を発行し、両市町内に全戸配付しました。冊子の内容は、県立博物館ウェブサイトで公開しています。

また、左記のとおり地元行政関係者や県内外の研究者を交えて現地学習会を開催し、事業成果を報告しました。当初は令和四年二月二十六日・二十七日に上富田町・田辺市でそれぞれ有観客開催の予定でしたが、コロナウイルス禍のため、無観客で開催して動画を収録し、YouTubeで公開(県立博物館ウェブサイトにリンク)しています。

【動画配信】 https://www.youtube.com/playlist?list=PLCqUN14r4FFJ_aSQN69bLHuR7015F
現地学習会 歴史から学ぶ防災2021—命と文化遺産とを繋ぐ—

上富田会場 上富田文化会館

【講演】

「紀伊半島・富田川流域の土砂災害」
(一財) 砂防フロンティア整備推進機構 井上公夫氏

① 「円鏡寺に残された富田川災害記—土砂ダムの恐怖を伝える—」
和歌山大学 橋本唯子氏

② 「富田川に刻む一三〇年の歴史—記録に聞く記憶の声—」
和歌山大学 鈴木裕範氏

③ 「龍松山城跡と山本氏」
和歌山県立紀伊風土記の丘 田中元浩氏

④ 「興禅寺所蔵の文化財について—寛文期から元禄期頃を中心に—」
和歌山県立博物館 新井美那氏

田辺会場 田辺市立中部公民館

① 「田辺市に残る災害の記録—近代文化遺産を中心に—」
田辺市教育委員会 玉置梨沙氏

② 「一七〇七年宝永地震津波と一七二五年会津川洪水—田辺城下町・江川の被害と防災対策を中心に—」
和歌山県立博物館 前田正明氏

③ 「一八五四年安政地震津波の記憶」
和歌山県立文書館 藤 隆宏

④ 「郡役所の生写引、明治二十二年大水害を記録する—宇井可道「環屋随筆」から—」
和歌山県立文書館 砂川佳子

⑤ 「田辺市・上富田町の扇踊りの系譜と現状—田辺市鮎川の調査から—」
和歌山大学 吉村旭輝氏

⑥ 「明治と平成の大水害の記憶と教訓」
和歌山大学 後 誠介氏

令和三年度新収古文書の紹介

宮井家文書 (印南町島田)

令和三年度は、江戸時代に日高郡島田村庄屋を勤めた宮井家に伝えられていた文書一三点が文書館に寄贈されました。伝承によると、宮井家は中世に島田村に土着し、江戸時代初頭の当主庄左衛門は一時紀州藩主浅野家の家臣となりますが、故あって浪人となり、元和元年(一六一五)の大坂夏の陣で討ち死にします。庄左衛門のあと武右衛門・武太夫・武八郎と続き、徳川家が藩主となつた紀州本藩領南谷組島田村庄屋を勤めました。

宮井家文書には、同家の由緒に関する記録のほか、島田村と隣村との境目争いや、村民に対して藩から認められた漁業上の特権に関する記録などがあります。

江戸時代、島田村は紀州藩本藩領でしたが、周囲は田辺領の村々に囲まれ、飛び地のようになっていました。宮井家文書は、点数は少ないですが、同家のみならず、村の権利の証拠として、大事に伝えられてきたものでしょう。

写真は、明暦四年(一六五八)の記録です。切目川河口の砂嘴「あびす松原」(現在の印南町島田・浜畑地区)の領有をめぐり、島田村と隣村の田辺領切目組西野地村(現印南町西ノ地)が争った事件について、島田村の庄屋武右衛門と百姓中が相手の主張への反証を列挙して藩の奉行に訴えた文書です。

島田村は、印南浦の六兵衛という者が島田村の了

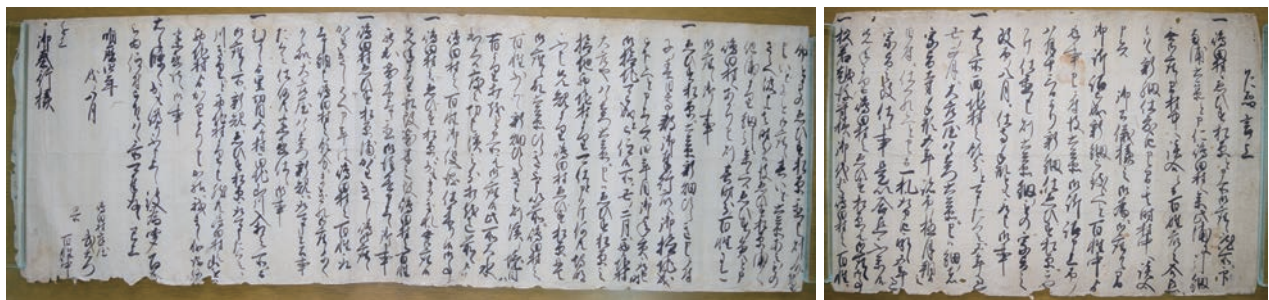


写真 宮井家文書のうち1 「乍恐言上 (島田村・西ノ地村境目争論につき)」
明暦4年(1658)8月

解を得た上で藩へ届け出て認可され、正保二年(一六四五)からゑびす松原で地引網を創業したこと

・六兵衛は地引網従業者を引き連れてゑびす松原に移住し、島田村光明寺の檀家となったこと

・六兵衛はゑびす松原に新畑も開き、島田村から藩に検地を申し込んだことなどを領有の根拠として挙げています。

この争いの結果を記した文書は残っていませんが、現在に至るまで、浜畑地区は大字島田に属しています。

このような、村の領域や権利を証明するものとして、古文書は伝えられてきたのです。

なお、宮井家文書は、『和歌山県古文書目録Ⅳ』(昭和五十一年)に二二点が目録掲載されていますが、うち目録番号二・三・九の文書は、寄贈された中にはありませんでした。今後複製物作成など、皆様に利用いただくための整理を進めていきますが、同目録の番号により原本の閲覧が可能です。ただし、御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

『紀要』訂正のお知らせとお詫び

令和四年三月発行『和歌山県立文書館研究紀要』第二十四号掲載の、西山史朗「資料紹介 和歌山県立文書館所蔵文応二年忍空書写の奥書をもつ『覚源抄』」の標題に誤記がありました。

正しくは「資料紹介 和歌山県立文書館所蔵文応元年忍空書写の奥書をもつ『覚源抄』」です。

深くお詫び申し上げます、ここに訂正いたします。

令和三年度 公文書の引継ぎ・収集

文書館には、和歌山県庁の永久保存文書のうち、事案完結後二〇年を経過したものが引き継がれます。また、知事部局・県議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局・労働委員会事務局・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会が保存期間満了により廃棄する有期限文書のうち歴史的価値があるものを選別し「歴史文書」として収集しています。

令和三年度に文書館に引き継がれた永久保存文書は六五一冊です。平成五年開館以降の累積冊数は、二四、四四六冊になりました。

歴史文書の収集冊数は一、二七二冊で、そのうち六二一冊が知事部局本課から収集したものです。この年、和歌山県全体では、合計二八、四二七冊の文書が廃棄されていますので、そのうちの四・四%が、歴史文書ということになります。開館以降の歴史文書の累積冊数は、一〇、六七一冊です。

これらの文書は、文書館で保存・整理され、事案完結後三〇年を経過し、かつ個人情報保護などの問題がなくなったものから御利用いただけるようになります。

なお、永久保存文書のうち、個人情報情報が記載されているものなどについては、情報公開制度に則り、県庁情報公開コーナーで御利用いただけます。

文書館の利用案内

■ 利用方法



◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

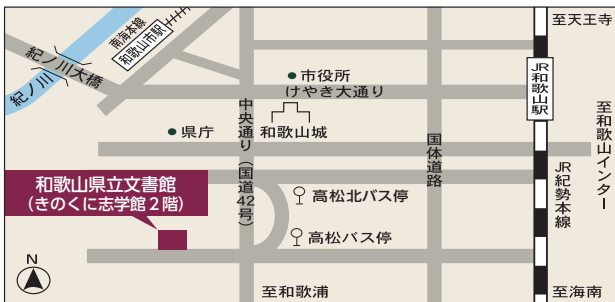
■ 休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
◆ 年末年始 12月29日～1月3日
◆ 館内整理日
・ 1月4日
・ 月曜日のときは、5日
・ 2月～12月 第2木曜日

■ 交通のご案内

◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分

◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/
和歌山県歴史資料アーカイブアドレス https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/index.html

和歌山県立文書館だより 第62号

令和4年9月30日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒644-1100 和歌山市西高松一丁目七-三十八

電話 〇七三-四三六-九五四〇
FAX 〇七三-四三六-九五四一
印刷 有限会社隆文社印刷所